3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等		数　　量　　個 議決権比率　　％
4　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等		数　　量　　個 議決権比率　　％
5　同意取得の相手方	⑴　氏名又は名称	
	⑵　住所又は主たる事務所の所在地	
	⑶　同意数量	
6　同意取得年月日		
7　その他の事項		

（記入要領）

1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

3　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7　その他の事項」欄に記入すること。

5　「1　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、「3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「4　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

6　「1　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

7　「2　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）と当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権の数量とを合計した議決権の数量の総議決権に占める割合を記入すること。「⑵　同意取得の内容」欄には、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案について、可能な限り記入すること。

8　「3　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権及び当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権（すなわち、「2　同意取得した議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複